

# 富山県資源管理指針

平成31年  
富山県



## 目 次

第 1 富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方.....	1
1 富山県の漁業概観 .....	1
2 富山県の資源管理の実態.....	2
3 資源管理の方向性.....	3
第 2 海洋生物資源等の動向及び管理の方向.....	4
魚種別資源管理	
1 ホッコクアカエビ.....	4
2 ベニズワイガニ .....	5
3 ツバイ（バイ類） .....	6
4 スルメイカ .....	7
5 クロマグロ .....	8
漁業種別資源管理	
1 定置漁業 .....	10
2 刺網漁業 .....	11
3 ハそう張網漁業 .....	12
4 小型機船底びき網漁業及びごち網漁業.....	13
5 採貝・採藻漁業 .....	14
6 釣漁業（一本釣、はえ縄、ひき縄釣） .....	15
第 3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針.....	16
第 4 その他 .....	16
資源管理措置の履行確認手段について（別紙） .....	17



## 富山県資源管理指針

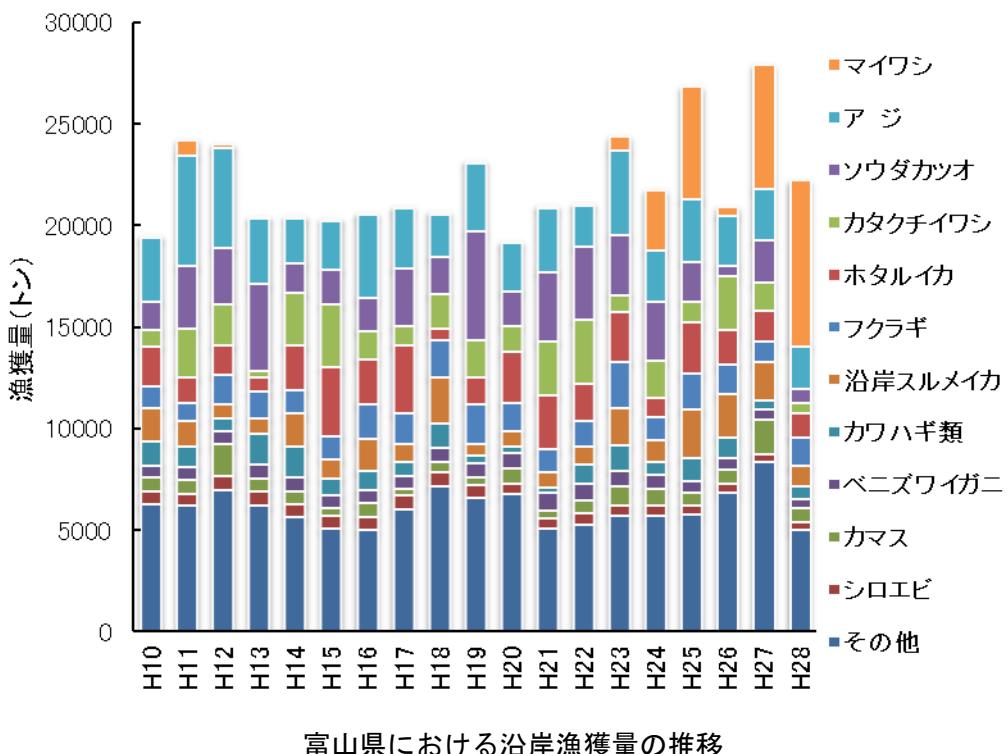
### 第1 富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

#### 1 富山県の漁業概観

富山県は、本州日本海側の中央部に位置し、東、西及び南の三方を山に囲まれ、北は単調な弓状をなす延長約100kmの海岸線によって富山湾に接している。湾は急峻な海底地形を有し、最深部は1,000m以上に達し、大陸棚は狭く、沿岸部には海底谷が複雑に発達している。

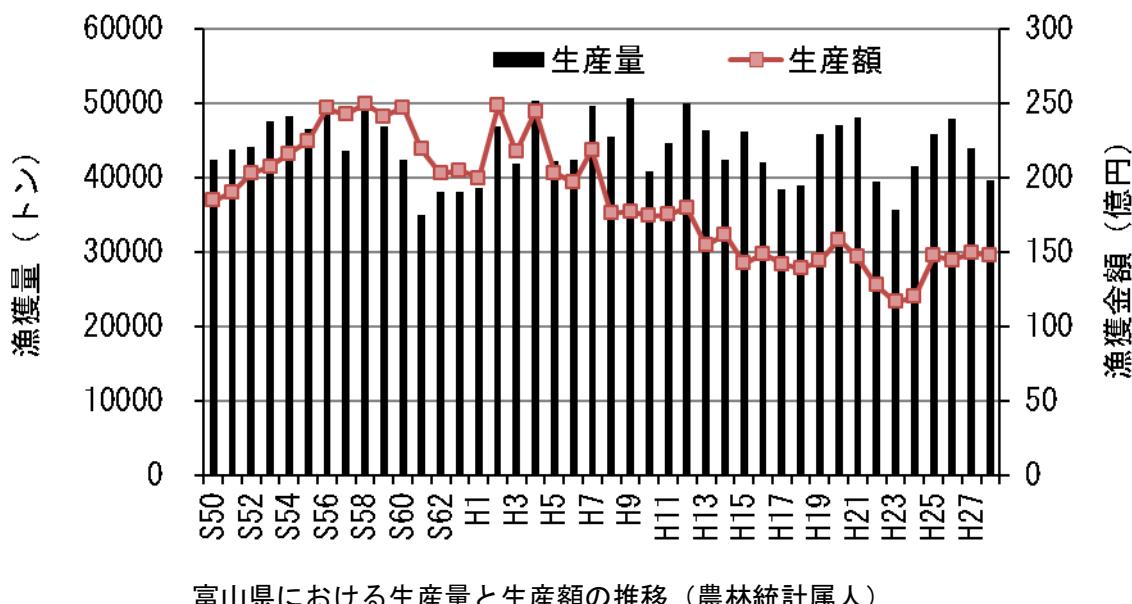
沿岸では定置漁業が盛んであり、平成30年現在、定置漁業権に基づく大型定置の免許件数は79件、共同漁業権に基づく小型定置は38カ統ある。定置網の漁獲量は本県沿岸漁獲量の80%以上を占め、漁獲対象種はブリ、イワシ類、アジ、サバ、スルメイカ、ソウダガツオなど対馬暖流域を回遊する浮魚類が多い。また、ホタルイカ、アカカマス、アオリイカ、カワハギ類、フグ類、サワラなども重要な漁獲対象である。

定置漁業以外では、シロエビ、ホッコクアカエビ、ズワイガニなどを漁獲対象とする小型機船底びき網漁業やごち網漁業が行われており、特にシロエビに関しては、富山湾奥が全国唯一の漁場である。また、ヒラメやカレイ類を漁獲対象とする刺網漁業も行われている。また、ベニズワイガニやバイ類及びエビ類を漁獲対象とするかご縄漁業が湾内及び湾周辺海域で行われている。沿岸漁業の漁獲量は、年間2万トン前後で安定して推移している。



一方、日本海沖合海域においていかつり漁業、北海道～三陸沖及び房総半島沖でさんま棒受網漁業が行われている。さらに、太平洋、インド洋、大西洋の遠洋海域で、まぐろはえ縄漁業が行われている。わずかながら、海面養殖業としてワカメ養殖が、陸上においてサクラマスやヒラメの養殖が行われている。

本県の海面漁業・養殖業の総生産量（属人）は概ね4万トン前後で推移しており、平成28年は39,683トンであった。このうち沿岸漁業は約50%を占める。総生産額（属人）は昭和58年に250億円のピークを示した後、魚価の低迷等により減少傾向に転じ、平成28年は148億円であった。



富山県における生産量と生産額の推移（農林統計属人）

## 2 富山県の資源管理の実態

富山県における過去の資源管理の取り組みは、下表のとおりである。

魚種名	計画策定年度	内 容
マダイ	平成5年	全長13cm未満小型魚再放流
ホッコクアカエビ	平成5年	網目拡大 小底、ごち網（11節→10節） かごなわ（12節→11節） 休漁日設定
ベニズワイガニ	平成10年	年間漁獲限度設定
ツバイ（バイ類）	平成15年	網目拡大（9節） 小型個体再放流（殻長3cm以下）
ヒラメ	平成15年	全長25cm未満の小型魚再放流 ヒラメ刺網網目拡大（3.5寸～3.7寸）
シロエビ	平成20年	資源低下の兆候があるとき曳網回数、出漁日数、出漁隻数等の削減等

### 3 資源管理の方向性

富山県の漁業の状況を踏まえると、富山県における資源管理の在り方は、定着性対象種については、資源の状況に応じて漁獲圧力を適切に管理し、資源の持続的な利用を図る必要がある。一方、主に定置網が漁獲対象とする多種類の浮魚類については、その回遊範囲が広く、他地域や他の漁業種類においても漁獲されていることから、県域で行う資源管理に加えて、他地域における様々な漁業種類と連携した資源管理の取り組みが欠かせない。

そこで、富山県の水産資源を持続的に利用していくために、本指針において示す資源管理措置を講ずることとする。また、本指針に示す資源管理措置のほか、公的規制や従来から取り組まれている資源管理を踏まえつつ、適切な資源管理措置を講ずることとする。

なお、本指針における公的管理措置とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが、公的管理措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取り組みであって、水産基本計画（平成14年3月閣議決定）に基づく取り組みの開始された平成14年度以降にこれら公的管理措置に移行したものについては、本指針においては、自主的取組とみなし、取り扱うものとする。

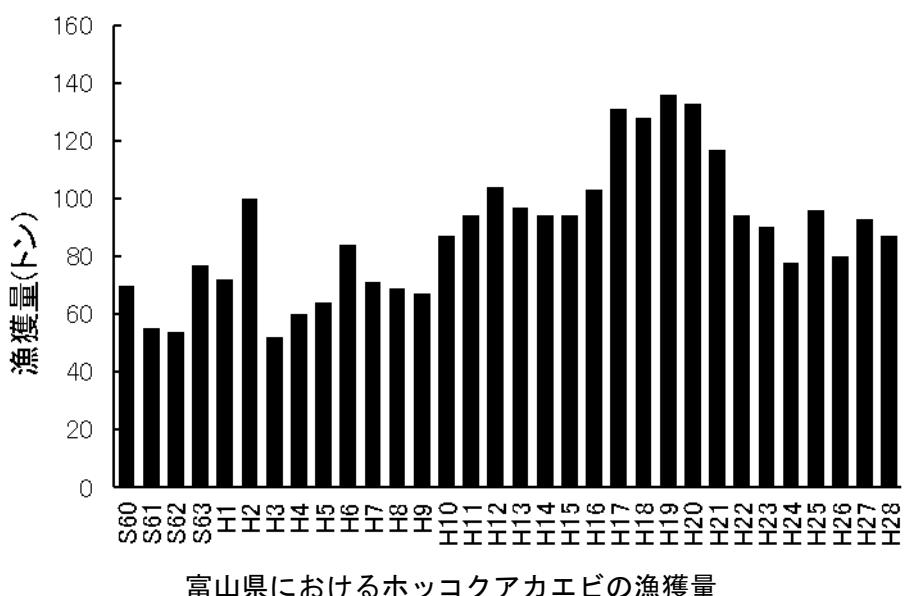
## 第2 海洋生物資源等の動向及び管理の方向

### 【魚種別資源管理】

#### 1 ホッコクアカエビ

##### (1) 漁獲と資源の状況

冬季を中心に小型機船底びき網漁業、えびかごなわ漁業によって周年漁獲される。漁獲量は、昭和60年代前半に50トン程度まで落ち込んだが、その後漸増し、平成19年には136トンになった。平成20年以降、漁獲量は減少し、近年は80トン前後で推移している。



富山県におけるホッコクアカエビの漁獲量

##### (2) 資源管理目標

平成20年以降の資源は減少傾向にあると考えられることから、現状の努力量水準を増大させず、以下に示す管理措置を行うことにより、資源の回復を図ることとする。

##### (3) 資源管理措置

###### えびかごなわ漁業：

ホッコクアカエビの漁獲量については、平成20年以降、減少傾向にあるが、この傾向を改善するため、えびかごなわ漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

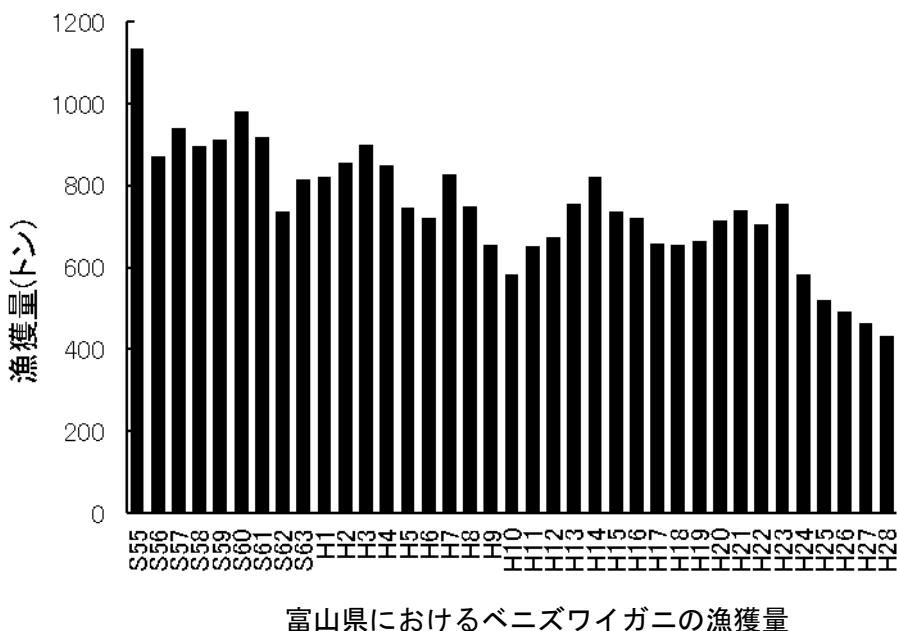
###### ○休漁の設定

また、上記の措置のほか、これまでに実施している網目合拡大措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図るものとする。小型機船底びき網漁業における資源管理措置については、漁業種類別資源管理の記述に従い実施し、えびかごなわ漁業同様ホッコクアカエビ資源の回復を図るものとする。

## 2 ベニズワイガニ

### (1) 漁獲と資源の状況

9月から翌年5月まで、べにずわいがにかごなわ漁業によって漁獲される。年漁獲量は、昭和50年代には800トンを超えていたが、増減を繰り返しながら減少し、平成28年には434トンとなった。漁獲量は減少傾向にあるものの、廃業により漁業者が減少しており、また水産研究所の調査によれば、小型個体の加入量は近年増加が見込まれることから、資源動向は現状維持にあると推測される。



富山県におけるベニズワイガニの漁獲量

### (2) 資源管理目標

漁船隻数の減少により漁獲量は減少したが、資源は現状維持にあると推測されることから、以下に示す管理措置を行うことにより、資源の維持・増加を図ることとする。

### (3) 資源管理措置

#### べにずわいがにかごなわ漁業 :

ベニズワイガニ資源については、現状維持にあると推測され、この傾向を持続させるため、べにずわいがにかごなわ漁業において、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件及び漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

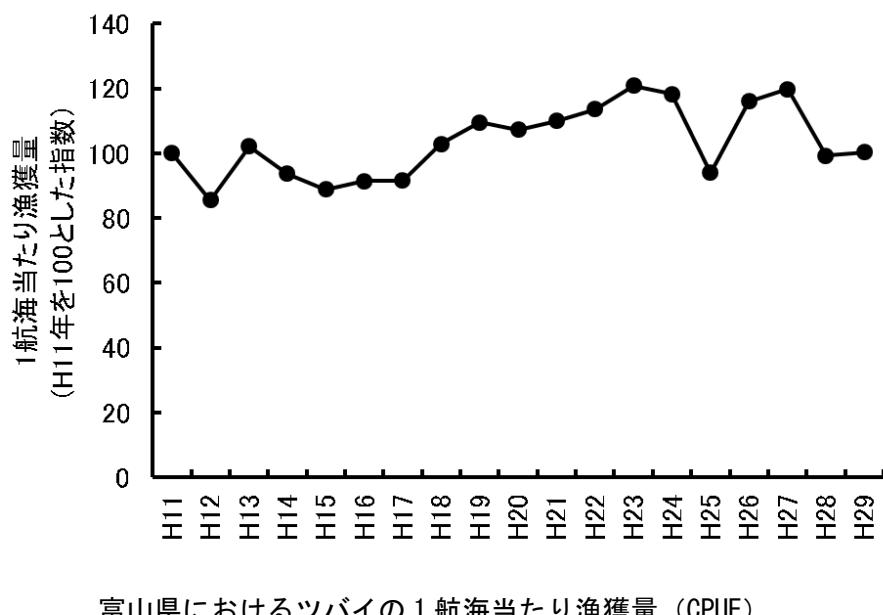
○休漁の設定

○漁獲限度量の設定（年度毎に県水産研究所の調査結果等を参考に県全体の上限値を設定）

### 3 ツバイ（バイ類）

#### （1）漁獲と資源の状況

周年ばいかごなわ漁業によって漁獲される。過去16年間における富山湾内の1航海当たり漁獲量（CPUE）の推移は、平成15～23年にかけて増加傾向を示した。平成25年以降はやや大きな変動を示したもの、資源動向は現状維持にあると推測される。



富山県におけるツバイの1航海当たり漁獲量（CPUE）

#### （2）資源管理目標

ツバイ資源は現状維持にあると推測されることから、現状の努力量水準を増大させず、資源動向を注視しながらその維持を図ることとする。

#### （3）資源管理措置

##### ばいかごなわ漁業：

ツバイ資源については現状維持にあると推測されることから、この傾向を維持するため、ばいかごなわ漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件及び漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

###### ○休漁の設定

また、上記の措置のほか、これまでに実施している網目合の拡大や小型個体の再放流についても引き続き取り組み、資源状態の改善を図るものとする。

## 4 スルメイカ

### (1) 漁獲と資源の状況

富山県でスルメイカを対象とする漁業は、小型漁船による一本つり漁業と定置漁業があげられる。富山県では一本つり漁業は自由漁業であるが、スルメイカを漁獲対象とする 5 トン以上の漁船については小型するめいか釣り漁業による届出漁業であり、富山県では平成 29 年 12 月 31 日現在で 7 件の届出がある。また、漁場を追って操業し、他県に水揚げする場合は、関係自治体の知事許可を取得して行われている。

一方、富山県沿岸におけるスルメイカの漁獲の多くは定置網によるもので、その漁獲量は、資源状態に加えて、海洋環境によっても大きく変動する。平成 28 年までの 10 年間ににおける漁獲量は平成 25 年の 2,358 トンから平成 20 年の 728 トンの範囲で大きく変動し、平成 28 年には 1,027 トンであった。これらのことから、県漁獲量から資源状態を把握することは困難であるが、平成 29 年の国の資源評価によると、一本つり漁業が主対象とする秋季発生群の水準は中位で動向は減少、定置漁業が主対象とする冬季発生群の水準は低位で減少とされている。

### (2) 資源管理目標

資源水準が中位ないしは低位で、動向は減少とされていることから、資源状況を注視しながら、資源管理に取り組むことにより、持続的に資源を利用することを目標とする。

### (3) 資源管理措置

#### するめいか一本つり漁業 :

スルメイカ資源については、資源水準が中位ないしは低位で、動向は減少とされていることから、今後とも持続的に資源を利用するため、一本つり漁業においては自主的措置として下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

##### ○休漁の設定

また、上記の措置のほか、光力上限制限の措置にも取り組み、資源の維持増大を図る必要がある。

なお、他道府県海域で操業する場合にあっては、当該海域における公的資源管理措置を遵守するとともに、資源の維持増大のための措置についても取り組む必要がある。

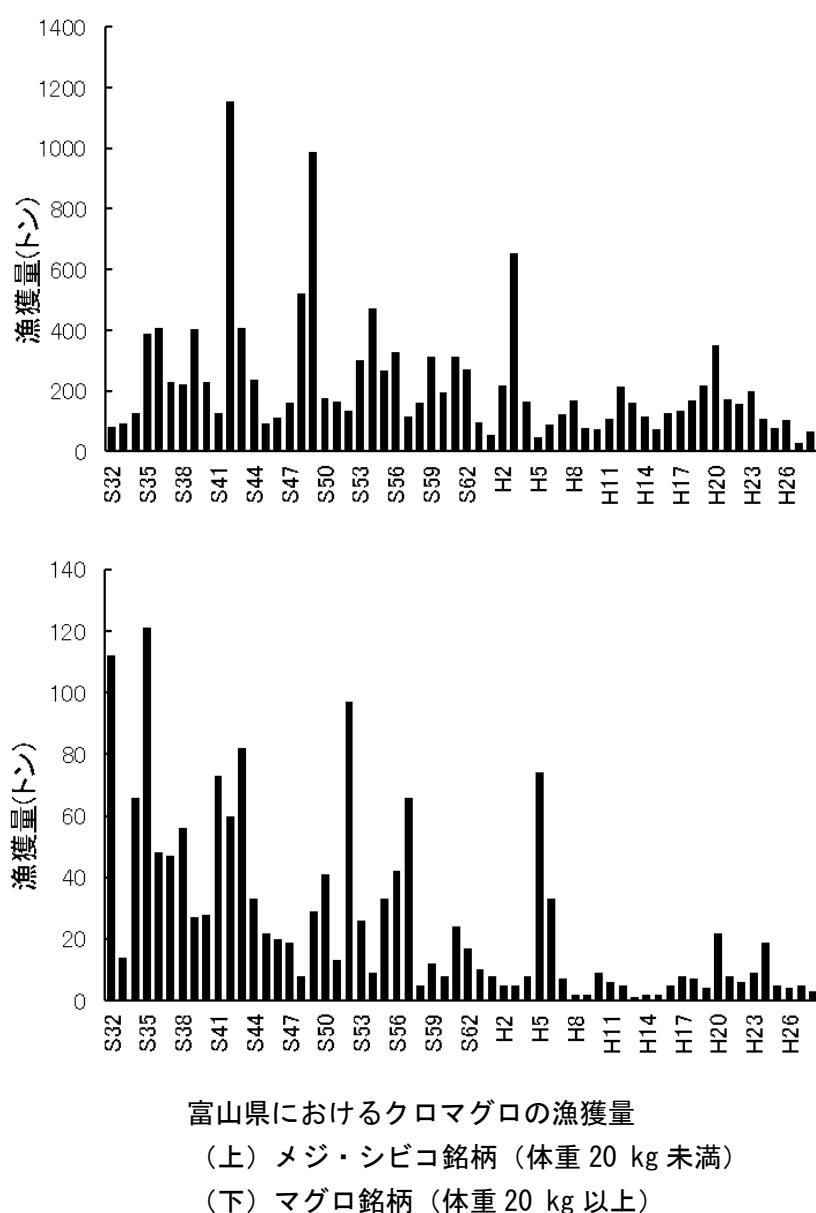
定置漁業における資源管理措置については、漁業種類別資源管理の記述に従い実施し、するめいか一本つり漁業同様スルメイカ資源の維持増大を図るものとする。

## 5 クロマグロ

### (1) 漁獲と資源の状況

資源の状況については、北太平洋まぐろ類国際科学委員会において、現在、昭和 27～平成 24 年における推定資源量の最低レベルに近いと推定されており、この背景には、親魚資源が減少し、小型魚を中心とした漁獲圧が増加していたことが考えられる。現在の資源水準は低位、動向は減少傾向と判断される。

富山県におけるクロマグロ漁獲量は、メジ・シビコ銘柄（体重 20 kg 未満）とマグロ銘柄（体重 20 kg 以上）の 2 区分により集計されている。過去 10 年間における漁獲量は、メジ・シビコ銘柄で 28～349 トン、マグロ銘柄で 3～22 トンであった。



富山県におけるクロマグロを対象とする漁業は、定置漁業と釣漁業（一本釣、はえ縄、ひき縄）があげられるが、漁獲の多くは定置漁業によるもので、全体の9割以上を占める。釣漁業は、平成26年4月1日から日本海・九州西広域漁業調整委員会の承認を受け、平成30年7月1日現在では、172件が承認されている。

（2）資源管理目標

クロマグロ資源については、資源水準が低位、動向は減少傾向とされていることから、資源の回復を目指とする。

（3）資源管理措置

太平洋クロマグロについては、その漁獲の多くが小型魚によって占められている。資源の持続的かつ合理的利用を図るためにには、強度の資源管理に取り組む必要がある。各漁業の具体的な取り組みについては、後述の漁業種類別資源管理（定置漁業、釣漁業）にしたがう。

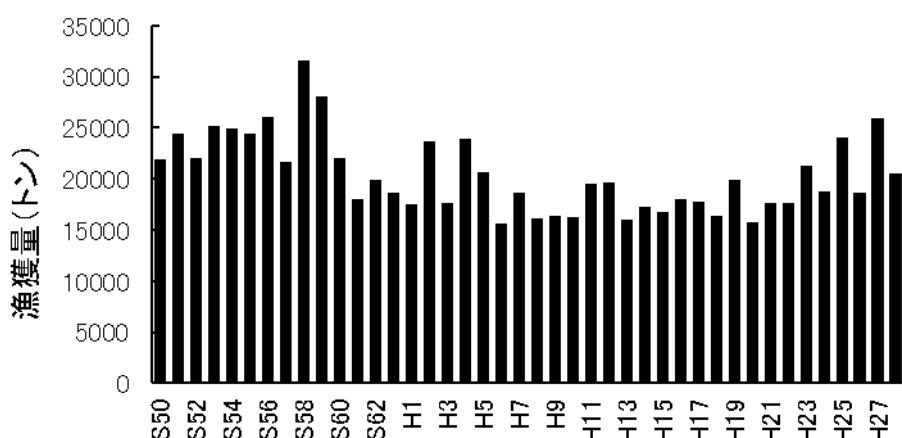
## 【漁業種別資源管理】

### 1 定置漁業

#### (1) 漁獲の状況

富山県における定置網の漁獲対象種はブリ、イワシ類、アジ、サバ、スルメイカ、ソウダガツオ、ホタルイカ、アカカマス、アオリイカ、カワハギ類、フグ類、サワラ及びマグロ類などである。このように定置網は特定の魚種を選択的に漁獲することが難しいことから、全ての魚種を対象に包括的に管理措置を講ずることとする。

本県における定置漁業の漁獲量は、昭和 60 年から平成 6 年にかけて 15,000 トンを割り込み、10,000 トン台にとどまる不漁年も見られたが、平成 7 年以降は 15,000 トンを下回ることはなく、昭和 50 年代の水準に回復し、その後は安定して推移している。大型定置の操業統数に大きな変化はないので、来遊状況による魚種の変動はあっても、利用対象資源の水準は概ね安定していると推測される。



富山県における定置網漁獲量の推移 (農林統計属人)

#### (2) 資源管理措置

定置漁業の対象資源については、来遊状況による魚種毎の変動はあっても、利用対象資源全体の水準は概ね安定していると推測されている。今後ともこのような状況を維持するためには、漁業法及び関係法令を遵守するほか、現状の努力量水準を増大させず、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

##### ○休漁の設定

上記の措置のほか、これまで一部で行われているブリ幼魚の再放流についても可能な範囲で努め、ブリ資源の保護に資するものとする。

また、クロマグロの資源管理については、自主的な管理措置として、強度の資源管理に取り組む必要がある。

##### ○休漁の設定（強度資源管理）

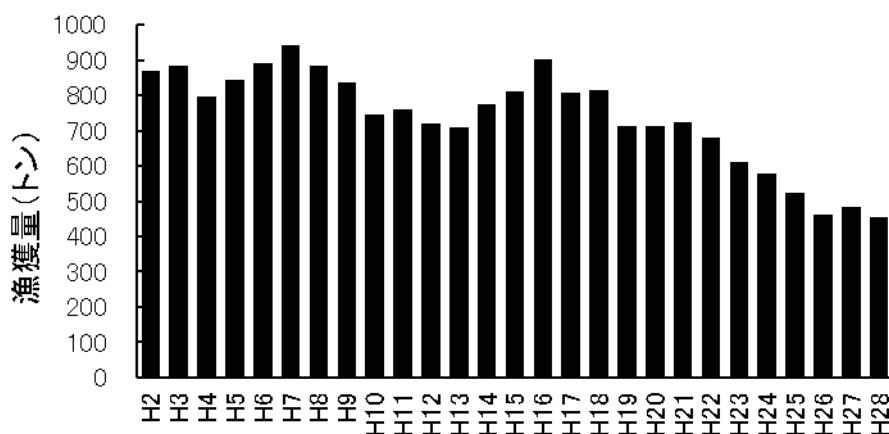
さらに、免許数を現在より増加させないように努める。

## 2 刺網漁業

### (1) 漁獲の状況

刺網漁業は、ヒラメ、カレイ類、マダイ、マゴチ、キス、タラ類、イカ類、タコ類、カニ類、エビ類等を漁獲対象とするが、特定の種を選択的に漁獲することは難しく、種別に資源管理措置を行うことはせず、全ての種を対象に包括的に管理措置を講ずることとする。

本県における刺網漁業の漁獲量は、経営体数が減少していることもあり、平成 16 年の 902 トンから平成 28 年の 456 トンまで減少した。

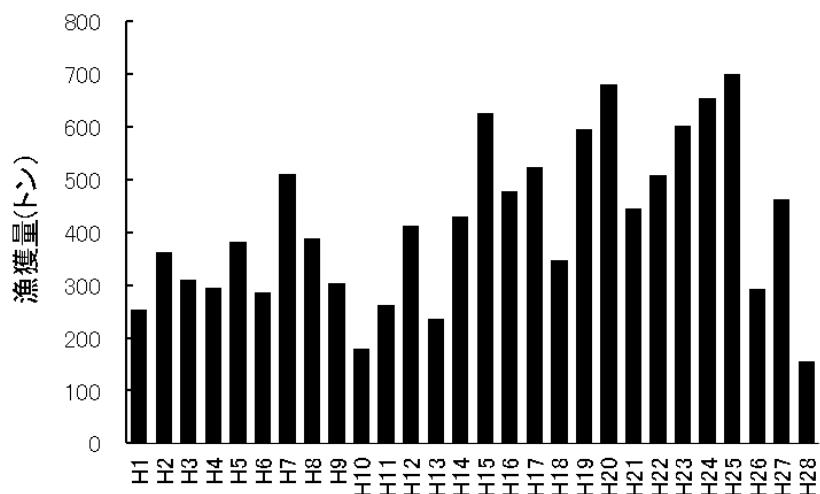


### 3 ハそう張網漁業

#### (1) 漁獲の状況

ハそう張網漁業は、ブリ、イワシ類、アジ、サバ、スルメイカ、ソウダガツオ、ニギスなどを漁獲対象とするが、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しく、魚種別に資源管理措置を行うことはせず、全ての魚種を対象に包括的に管理措置を講ずることとする。

本県におけるハそう張網漁業の1経営体当たり漁獲量は、過去10年間では292～701トンで変動し、平成28年には操業日数の減少等により漁獲量は155トンまで減少した。



富山県におけるハそう張網経営体当たり漁獲量  
(農林統計属人及び水研資料)

#### (2) 資源管理措置

ハそう張網漁業の対象資源については、来遊状況による魚種毎の変動はあっても、利用対象資源全体の水準は長期的に見ると増加傾向にある。今後ともこのような状況を維持するためには、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、現状の努力量水準を増大させず、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

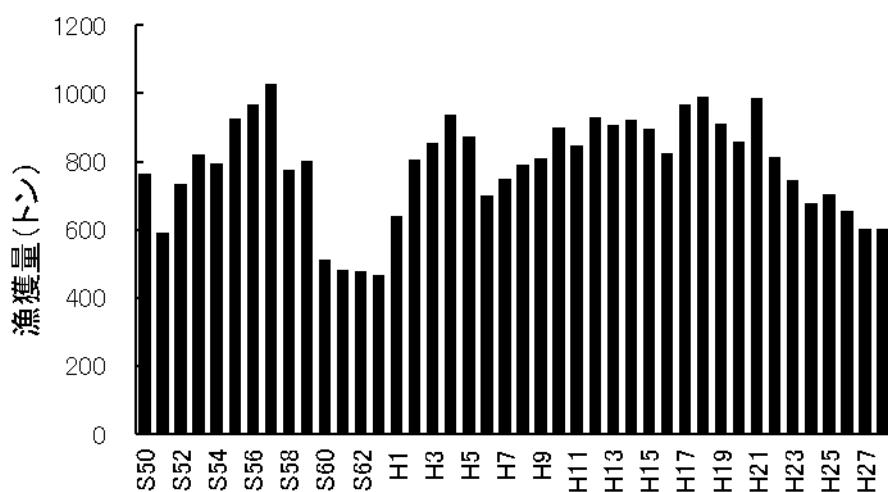
##### ○休漁の設定

## 4 小型機船底びき網漁業及びごち網漁業

### (1) 漁獲の状況

小型機船底びき網漁業及びごち網漁業は、シロエビ、ホッコクアカエビ、ズワイガニ、トヤマエビ、ゲンゲ類などを漁獲対象とするが、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しく、魚種別に資源管理措置を行うことはせず、全ての魚種を対象に包括的に管理措置を講ずることとする。

本県における小型機船底びき網漁業の年漁獲量は、昭和 60 年台には 500 トンを割り込み低迷したが、その後増加傾向を示し、平成 19 年以降再び減少傾向にある。過去 10 年間では 601～990 トンで推移しており、着業漁船隻数は大きく減少していないことから、漁獲対象資源が近年減少傾向にあることを示している。

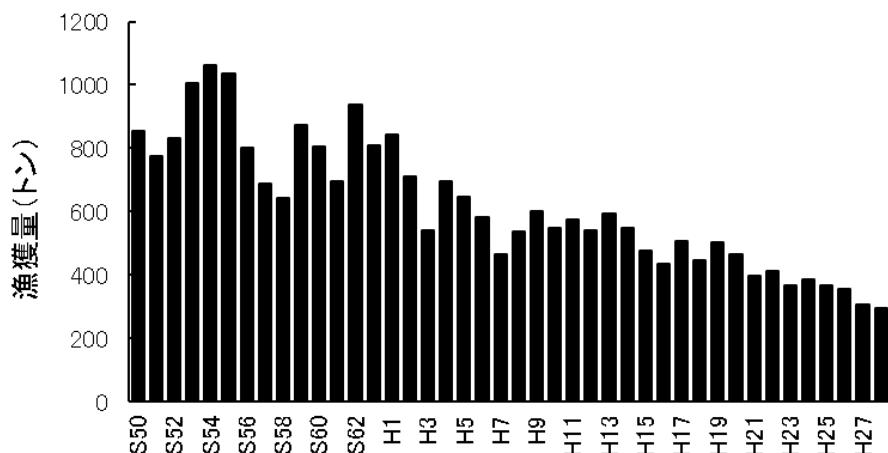


## 5 採貝・採藻漁業

### (1) 漁獲の状況

採貝・採藻漁業は、アワビ、サザエ、イワガキ、ウニ、ワカメ、テングサなどを漁獲対象としている。

本県における採貝・採藻漁業の漁獲量は、昭和 53～55 年にかけて 1,000 トンを超える漁獲量があった。過去 10 年間では、296～503 トンで推移している。



富山県における採貝・採藻漁業の漁獲量の推移（農林統計属人）

\* 平成 18 年以前については採貝漁業と採藻漁業の数値を合算した

### (2) 資源管理措置

採貝・採藻漁業の利用対象資源全体の水準は暫減傾向にある。この傾向を改善するため、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、現状の努力量水準を増大させず、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

#### ○休漁の設定

また、上記の措置のほか、藻場の保全・造成活動、種苗放流、外敵生物の駆除に努めることとする。

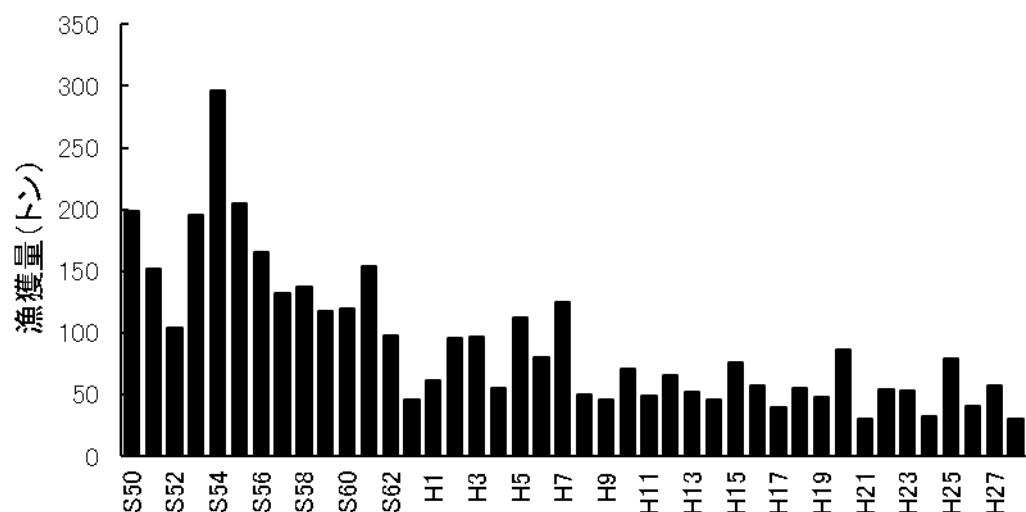
## 6 釣漁業（一本釣、はえ縄、ひき縄釣）

### （1）漁獲の状況

釣漁業（一本釣、はえ縄、ひき縄釣）は、ブリ類（フクラギ）、サワラ、マグロ類、タチウオ、ヒラメ、カレイ、マダイ、マダラ、アマダイ及びフグ類などを主な漁獲対象としている。また、はえ縄漁業には、たこつぼはえ縄も含まれる。

本県における一本釣漁業の漁獲量は、昭和50～61年にかけて100トンを超える漁獲量があったが、その後、スケトウダラやブリ類（フクラギ）の漁獲量が減少した。過去10年間では、タチウオやサワラを中心として30～87トンで比較的安定している。

はえ縄漁業では過去10年間で6～17トン、ひき縄釣漁業では5～41トンの漁獲があった。



富山県における一本釣漁業の漁獲量の推移（農林統計属人その他の釣）

### （2）資源管理措置

過去10年間における釣漁業の利用対象資源全体の水準は比較的安定している。今後ともこのような状況を維持するためには、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

#### ○休漁の設定

上記の措置のほか、これまで取り組まれているマダイ小型魚及びヒラメ小型魚の再放流等の措置について取り組み、資源の維持増大に努めることとする。

なお、資源の低下が顕著になっているクロマグロの資源管理については、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による承認制に基づいて隻数管理を行う。また、自主的管理措置として、強度の資源管理に取り組む必要がある。

#### ○休漁の設定（強度資源管理）

### 第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針

本指針に従い作成された資源管理計画については、以下に示す手順・方法により、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCAサイクルを着実に実施することを通じて、漁業や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図る。

- ① 策定後4年を経過した次の年度に、各資源管理計画の内容が適切かどうか等について、評価・検証する。
- ② 評価・検証については、外部有識者（漁業や資源管理についての専門的知識を有する者など）が参加する資源管理協議会で実施する。
- ③ 評価に用いる指標は、資源量やCPUE（単位漁獲努力量あたり漁獲量）の経年的な動向を基本とし、現時点での資源量やCPUEの把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量などの経的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できるよう必要なデータ収集・蓄積などの体制整備を図る。
- ④ 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るとともに、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体への周知徹底を図る。

### 第4 その他

本指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、富山県資源管理協議会は、別紙に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、同協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

また、履行確認については漁獲量把握システム（漁獲量トレースシステム）も合わせて活用することとする。

さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

### 附則

- 1 この指針は平成23年3月30日から施行する。
- 2 平成24年1月23日一部変更
- 3 平成26年8月4日一部変更
- 4 平成27年3月16日一部変更
- 5 平成31年1月11日一部変更

### 資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認に当たっては、下記左欄の資源管理措置ごとに、右欄に掲げる各手段を用いることとし、併せて漁獲管理システムを活用するものとする。

資源管理措置	履行確認手段
休漁	・各漁業者作成の操業日誌及び市場荷受伝票ないしほ漁協仕切り伝票
漁獲限度量	・県に提出する漁獲成績報告書